

「契約締結前交付書面および約款・規程集」改定のお知らせ

2026年4月1日より、日本投資顧問業協会と投資信託協会が合併し、新協会名「一般社団法人資産運用業協会」への変更に伴い、【契約締結前交付書面】の所要の改定、「クーリング・オフ制度の適用」について法令に合わせた文言の変更を行いますのでお知らせいたします。

また、【約款・規定集】の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」につきまして、2026年4月1日施行の法令改正に基づき一部改定を行います。

なお、投信直販ネットをご利用されているお客さまにおかれましては、本改定による影響がないことを併せてご案内申し上げます。

改定箇所は、以下の新旧対照表のとおりとなります。改定後の「契約締結前交付書面および約款・規程集」は、当社投信直販ネットホームページ「会社概要」のページからご確認いただけます。

新旧対照表

【契約締結前交付書面】

(新)	(旧)
<u>－2026年4月－</u>	<u>－2026年1月－</u>
投信総合取引契約に関するご説明 (本書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)	投信総合取引契約に関するご説明 (本書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)
【契約締結前交付書面】	【契約締結前交付書面】
投信総合取引契約の締結にあたっては、本書面の記載事項を十分にお読みいただいたうえで、お申込みください。	投信総合取引契約の締結にあたっては、本書面の記載事項を十分にお読みいただいたうえで、お申込みください。
■本契約に係る手数料など諸費用について ・「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引契約の締結および契約維持に係る費用はありません。ただし、「投信総合取引約款」に定める手続等の費用として、場合により振込に係る事務取扱手数料等をご負担いただくことがあります。 ・当社以外の金融機関へ投資信託受益権を移管する場合は、1銘柄につき3,300円(税込)の手数料をご負担いただきます。	■本契約に係る手数料など諸費用について ・「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引契約の締結および契約維持に係る費用はありません。ただし、「投信総合取引約款」に定める手続等の費用として、場合により振込に係る事務取扱手数料等をご負担いただくことがあります。 ・当社以外の金融機関へ投資信託受益権を移管する場合は、1銘柄につき3,300円(税込)の手数料をご負担いただきます。
■本契約へのクーリング・オフ制度の適用	■本契約へのクーリング・オフ制度の適用

投信総合取引契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定に定めるクーリング・オフ制度（所定期間内の書面または電磁的記録による契約解除）の適用はありません。

（中略）

当社の概要

【商号等】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

【本店所在地】 〒105-6426

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階

【加入協会】 一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

（当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。）

【資本金】 20億円

【主な事業】 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

【設立年月日】 1985年7月15日

【連絡先】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

投信直販ネットサービス お客さま窓口

【電話番号】 0120-45-1104（ようこそいい投資）

【受付時間】 9:00～17:00（土、日、祝・休日を除く）

【ホームページ】 <https://www.smd-am.co.jp>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

当社は、当社が加入している一般社団法人資産運用業協会から業務受託している「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）」が行うあっせんを通じて苦情および紛争の解決を図ります。

投資信託受益権振替決済口座管理契約のご説明

（省略）

当社の概要

【商号等】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

【本店所在地】 〒105-6426

投信総合取引契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定に定めるクーリング・オフ制度（所定期間内の書面による契約解除）の適用はありません。

（中略）

当社の概要

【商号等】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

【本店所在地】 〒105-6426

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階

【加入協会】 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

（当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。）

【資本金】 20億円

【主な事業】 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

【設立年月日】 1985年7月15日

【連絡先】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

投信直販ネットサービス お客さま窓口

【電話番号】 0120-45-1104（ようこそいい投資）

【受付時間】 9:00～17:00（土、日、祝・休日を除く）

【ホームページ】 <https://www.smd-am.co.jp>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

当社は、当社が加入している一般社団法人投資信託協会から業務受託している「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）」が行うあっせんを通じて苦情および紛争の解決を図ります。

投資信託受益権振替決済口座管理契約のご説明

（省略）

当社の概要

【商号等】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

【本店所在地】 〒105-6426

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネス
タワー26階

【加入協会】 一般社団法人 資産運用業協会、一般社団
法人 第二種金融商品取引業協会

(当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はござ
いません。)

【資本金】 20億円

【主な事業】 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金
融商品取引業

【設立年月日】 1985年7月15日

【連絡先】 三井住友DSアセットマネジメント株式会
社

投信直販ネットサービス お客さま窓口

【電話番号】 0120-45-1104(ようこそいい
投資)

【受付時間】 9:00~17:00(土、日、祝・休日
を除く)

【ホームページ】 <https://www.smd-am.co.jp>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

当社は、当社が加入している一般社団法人資産運用業協会か
ら業務受託している「特定非営利活動法人証券・金融商品あ
っせん相談センター(連絡先:0120-64-500
5)」が行うあっせんを通じて苦情および紛争の解決を図り
ます。

定期積立プラン利用契約に関するご説明

本書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡し
する書面です。)

【契約締結前交付書面】

定期積立プラン利用契約の締結にあたっては、本書面の記載
事項を十分にお読みいただいたうえで、お申込みください。

■本契約に係る手数料など諸費用について

「定期積立プラン利用約款」に基づく定期積立プラン利用契
約の締結および契約維持に係る費用はありません。

■本契約へのクーリング・オフ制度の適用

投信総合取引契約に関しては、金融商品取引法第37条の6
の規定に定めるクーリング・オフ制度(所定期間内の書面ま
たは電磁的記録による契約解除)の適用はありません。

(中略)

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネス
タワー26階

【加入協会】 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法
人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引
業協会

(当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はござ
いません。)

【資本金】 20億円

【主な事業】 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金
融商品取引業

【設立年月日】 1985年7月15日

【連絡先】 三井住友DSアセットマネジメント株式会
社

投信直販ネットサービス お客さま窓口

【電話番号】 0120-45-1104(ようこそいい
投資)

【受付時間】 9:00~17:00(土、日、祝・休日
を除く)

【ホームページ】 <https://www.smd-am.co.jp>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

当社は、当社が加入している一般社団法人投資信託協会か
ら業務受託している「特定非営利活動法人証券・金融商品あ
っせん相談センター(連絡先:0120-64-5005)」
が行うあっせんを通じて苦情および紛争の解決を図ります。

定期積立プラン利用契約に関するご説明

本書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡し
する書面です。)

【契約締結前交付書面】

定期積立プラン利用契約の締結にあたっては、本書面の記載
事項を十分にお読みいただいたうえで、お申込みください。

■本契約に係る手数料など諸費用について

「定期積立プラン利用約款」に基づく定期積立プラン利用契
約の締結および契約維持に係る費用はありません。

■本契約へのクーリング・オフ制度の適用

投信総合取引契約に関しては、金融商品取引法第37条の6
の規定に定めるクーリング・オフ制度(所定期間内の書面に
よる契約解除)の適用はありません。

(中略)

当社の概要

【商号等】 三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

【本店所在地】 〒105 - 6426

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネス
タワー26階

【加入協会】 一般社団法人資産運用業協会、一般社
団法人 第二種金融商品取引業協会

（当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はござ
いません。）

【資本金】 20億円

【主な事業】 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金
融商品取引業

【設立年月日】 1985年7月15日

【連絡先】 三井住友 DS アセットマネジメント株式会
社

投信直販ネットサービス お客様窓口

【電話番号】 0120-45-1104（ようこそいい
投資）

【受付時間】 9:00～17:00（土、日、祝・休日
を除く）

【ホームページ】 <https://www.smd-am.co.jp>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

当社は、当社が加入している一般社団法人資産運用業協会か
ら業務受託している「特定非営利活動法人証券・金融商品あ
っせん相談センター（連絡先：0120-64-500
5）」が行うあっせんを通じて苦情および紛争の解決を図り
ます。

勧誘方針

（省略）

当社の「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する
法律」に基づく勧誘方針は、以下のとおりです。

1. お客様への勧誘の基本姿勢について

（1）勧誘に当たっては、常にお客さまの信頼の確保を第一
義とし、法令・諸規則を遵守し、お客さま本位の投資勧誘に
徹します。

（2）お客さまの知識、財産の状況、投資の経験および投資
目的等を十分把握したうえ、お客さまの意向と実情に適合し
た投資勧誘に努めます。

当社の概要

【商号等】 三井住友 DS アセットマネジメント株式会
社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

【本店所在地】 〒105 - 6426

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネス
タワー26階

【加入協会】 一般社団法人投資信託協会、一般社団法
人日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引
業協会

（当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はござ
いません。）

【資本金】 20億円

【主な事業】 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金
融商品取引業

【設立年月日】 1985年7月15日

【連絡先】 三井住友 DS アセットマネジメント株式会
社

投信直販ネットサービス お客様窓口

【電話番号】 0120-45-1104（ようこそいい
投資）

【受付時間】 9:00～17:00（土、日、祝・休日
を除く）

【ホームページ】 <https://www.smd-am.co.jp>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

当社は、当社が加入している一般社団法人投資信託協会から
業務受託している「特定非営利活動法人証券・金融商品あ
っせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）」
が行うあっせんを通じて苦情および紛争の解決を図ります。

勧誘方針

（省略）

当社の「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する
法律」に基づく勧誘方針は、以下のとおりです。

1. お客様への勧誘の基本姿勢について

（1）勧誘に当たっては、常にお客さまの信頼の確保を第一
義とし、法令・諸規則を遵守し、お客さま本位の投資勧誘に
徹します。

（2）お客さまの知識、財産の状況、投資の経験および投資
目的等を十分把握したうえ、お客さまの意向と実情に適合し
た投資勧誘に努めます。

(3) 金融商品をお勧めするに当たって、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。

2. お客さまへの勧誘の方法および時間帯などについて

当社では、お客さまのご迷惑とならないよう、勧誘を行う方法、時間帯、場所について十分に配慮いたします。電話や訪問による勧誘は、お客さまが迷惑となる時間帯には行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し出いただければ、直ちに勧誘行為を停止いたします。

3. その他の事項について

(1) 当社では不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対し十分な社内研修を

行っております。

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律および金融商品取引法等の法令ならびに資産運用業協会および第二種金融商品取引業協会の諸規則を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

(3) お客さまの判断と責任においてお取引いただけるよう、適切な情報提供に努めます。

(4) 当社の投資勧誘に関しお気づきの点がございましたら、下記へご連絡ください。

・投資信託の直接販売に関して

【営業企画部営業管理チーム】 0120-45-1104
(ようこそいい投資)

・当社からの報告・連絡の記載内容等についてご不明な点、その他ご要望等に関して

【営業企画部営業企画チーム】 0120-88-2976

プライバシーポリシー

(省略)

11. ご意見、ご質問、苦情について

当社の個人情報および個人データの取扱いおよび安全管理措置についてのご意見・ご質問は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。また、個人情報および個人データの取扱いに関する苦情につきましても、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

リスク管理部

個人情報保護に関する問い合わせ担当

〒105-6426

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネス
タワー26階

(3) 金融商品をお勧めするに当たって、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。

2. お客さまへの勧誘の方法および時間帯などについて

当社では、お客さまのご迷惑とならないよう、勧誘を行う方法、時間帯、場所について十分に配慮いたします。電話や訪問による勧誘は、お客さまが迷惑となる時間帯には行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し出いただければ、直ちに勧誘行為を停止いたします。

3. その他の事項について

(1) 当社では不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対し十分な社内研修を

行っております。

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律および金融商品取引法等の法令ならびに投資信託協会、投資顧問業協会および第二種金融商品取引業協会の諸規則を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

(3) お客さまの判断と責任においてお取引いただけるよう、適切な情報提供に努めます。

(4) 当社の投資勧誘に関しお気づきの点がございましたら、下記へご連絡ください。

・投資信託の直接販売に関して

【営業企画部営業管理チーム】 0120-45-1104
(ようこそいい投資)

・当社からの報告・連絡の記載内容等についてご不明な点、その他ご要望等に関して

【営業企画部営業企画チーム】 0120-88-2976

プライバシーポリシー

(省略)

11. ご意見、ご質問、苦情について

当社の個人情報および個人データの取扱いおよび安全管理措置についてのご意見・ご質問は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。また、個人情報および個人データの取扱いに関する苦情につきましても、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

リスク管理部

個人情報保護に関する問い合わせ担当

〒105-6426

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネス
タワー26階

<p>TEL : 03-6205-0200</p> <p>受付時間 : 9:00~17:00 (土、日、祝・休日を除く)</p> <p>加入する団体について</p> <p>当社は<u>一般社団法人資産運用業協会</u>、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の会員であります。各協会では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けいたします。</p> <p>■一般社団法人 資産運用業協会 会員監査部投資者相談室</p> <p><u>TEL : 03-6821-8756</u></p> <p>■一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 事務局</p> <p>TEL : 03-6910-3980</p> <p>(省略)</p> <p>以上</p>	<p>TEL : 03-6205-0200</p> <p>受付時間 : 9:00~17:00 (土、日、祝・休日を除く)</p> <p>加入する団体について</p> <p>当社は、<u>一般社団法人日本投資顧問業協会</u>、<u>一般社団法人投資信託協会</u>、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の会員です。各協会では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けいたします。</p> <p>■一般社団法人 日本投資顧問業協会 苦情相談室</p> <p><u>TEL : 03-3663-0505</u></p> <p>■一般社団法人 投資信託協会 投資者相談室</p> <p><u>TEL : 03-5614-8440</u></p> <p>■一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 事務局</p> <p>TEL : 03-6910-3980</p> <p>(省略)</p> <p>以上</p>
--	---

【約款・規程集】

<p>(省略)</p> <p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項<u>第1号から第3号</u>に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(中略)</p> <p>2015年 3月23日制定 2016年 1月 1日改定 2016年 6月27日改定</p>	<p>(省略)</p> <p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項<u>第1号もしくは第2号</u>に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(中略)</p> <p>2015年 3月23日制定 2016年 1月 1日改定 2016年 6月27日改定</p>
--	--

2017年10月23日改定	2017年10月23日改定
2019年 1月 1日改定	2019年 1月 1日改定
2019年 4月 1日改定	2019年 4月 1日改定
2021年 1月 1日改定	2021年 1月 1日改定
2021年 4月 1日改定	2021年 4月 1日改定
2024年 1月 1日改定	2024年 1月 1日改定
2025年 2月25日改定	2025年 2月25日改定
2026年 1月 1日改定	2026年 1月 1日改定
<u>2026年 4月 1日改定</u>	
以上	以上